

**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正を受けて
厚生労働省令で定める事項(案)**

該当条文	厚生労働省令で定める事項
<p>第6条第1項 (労働条件に関する文書の交付等)</p> <p>「労働条件に関する事項のうち(中略) 厚生労働省令で定めるもの」</p> <p>「文書の交付その他厚生労働省令で定める方法」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給の有無 ・退職手当の有無 ・賞与の有無 ・ファクシミリ及び電子メールの送信
<p>第9条第1項(賃金)</p> <p>「通勤手当、退職手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当 ・退職手当 ・家族手当 ・住宅手当 ・別居手当 ・子女教育手当 ・名称の如何を問わず、職務の内容と密接な関連を有する賃金以外の賃金
<p>第10条第1項(教育訓練)</p> <p>「職務同一短時間労働者が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他の厚生労働省令で定める場合を除き」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職務同一短時間労働者が既に職務に必要な能力を有している場合
<p>第11条(福利厚生施設)</p> <p>「健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるもの」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設 ・休憩室 ・更衣室

○その他省令で定める事項

- ・改正法第4章の調停に係る手続・・・男女雇用機会均等法と同様の手続を設ける予定